2　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく令和５・６年度競争参加資格における「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上である者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「交通情報設備工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,100点以上であること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成20年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

求める実績　公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）又は公衆の集まる施設（百貨店、旅館、病院又は地下街等）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①　機器の製作（製作委託を含む。）
②　機器の設置
③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

求める実績　公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）又は公衆の集まる施設（百貨店、旅館、病院又は地下街等）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置について、下記①又は②に示すいずれかの実績

①　機器の製作及び納入（製作の委託を含まない。）
②　機器の設置及び試験調整
１）提出できる施工実績は１件とする。
２）中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成20度以降にしゅん功した工事を含む。）を施工実績である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
３）施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

４）特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。

乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみを実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　納入実績　本工事におけるＣＣＴＶ設備の製作予定者は、平成20年度以降に以下の同種機器の納入実績を有すること。

「同種機器」　公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）又は公衆の集まる施設（百貨店、旅館、病院又は地下街等）として設置する監視用カメラ及びその監視用カメラからの複数の映像を遠方より制御監視する装置

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は「不採用」とする。

⑶　総合評価提案資料の記載に関する事項

１）評価項目①、②の記載に関しては以下のとおりとする。

・１提案当たり５行以内、１行当たり48文字以内とする。
・上記の行数や文字数を超える提案は「不採用」とし、規定する提案数を超える場合は当該評価項目を「不採用」とする。
・技術提案の実施において監督員を除く第三者との協議が必要な提案は「不採用」とする。
・提案の目的又は実施内容が具体的に記載されていない場合は減点することがある。
・提案が１提案もない場合は、「無」と記載し、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は⑷２）に記載する「可」と評価する。
・１つの提案項目に複数の提案があった場合は、一番低いと判断される提案で評価する。